

令和3年度

第6回第二農地部会定例会議事録

令和3年9月30日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和3年度 第6回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年9月30日(木) 午前9時00分

会 場 頸城コミュニティプラザ2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	18番 長瀬 一成
20番 竹原 よし子	21番 望月 博	22番 山本 誠信

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

(安塚区) 高波 澄男
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦
(頸城区) 大島 伸一、上井 康二
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫
(三和区) 福原 弥

2 欠席委員

(1) 農業委員…2番、五十嵐 隆一、17番、岩崎 欣一、24番、笠原 浩一の3名

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 青田 俊一、(大島区) 田邊 清一

(柿崎区) 長井 恒夫、小池 孝志

(大潟区) 細谷 正夫、(三和区) 高橋 浩一の6名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	関間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	
農業委員会事務局	農政係長	羽深 元子	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

5番 岸田 健 9番 大滝 正秋

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

② 浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③ 大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の取消について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥ 大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧ 吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨ 三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午前9時 それでは、これより令和3年度第6回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員9名、欠席委員3名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員13名、欠席推進委員6名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>5番 岸田 健 委員、9番 大滝 正秋 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、先月の定例会の際、岸田職務代理から提案のあった憲章唱和の件ですが、コロナ禍でもあることから、しばらくの間、全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げ、他の皆さんは着座のまま黙読する形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>今回は、事務局が読み上げますので、皆さんは、着座のまま、黙読をお願いいたします。来月から憲章の読み上げを順番に委員の皆さんにお願いします。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
柿崎区 駐在室	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>

議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>これより、議案等の審議に入ります。</p>
議 長	<p>≪安塚区駐在室の議案≫</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号2118番の1件です。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定の内訳は、10年を超えるものが4件、借り手人数1名、貸し手人数4名です。利用権を設定する土地は、田39筆、24,386.91㎡、畑3筆、3,253㎡で、新規設定が4件です。</p> <p>2の利用権移転、3の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、3頁番号2143番から2146番までの4件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは、新規の利用権設定4件についてご説明いたします。</p> <p>4件すべて農地中間管理機構へ貸し付けるものです。</p> <p>これら4件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><u>≪浦川原区駐在室の議案≫</u></p>
議 長	<p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p>
議 長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。番号2509番から2510番までの2件です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u><議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p>
議 長	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、10年を超えるものが14</p>

件、借り手人数1名、貸し手人数14名です。

利用権を設定する土地は、田45筆、34,179.91㎡で、新規設定が14件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、3頁2563番から4頁2576番までの14件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定14件について説明いたします。

3頁番号2563番から2568番までの6件は、これまで所有者が自作していましたが、労力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

3頁番号2569番から4頁2576番までの8件は、これまで特定農作業委託による耕作でしたが、受託農業者の要望により、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

これら14件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」説明いたします。

この案件は、先月開催されました「第5回第二農地部会定例会」において、上越市農用地利用集積計画の決定について提案し、ご審議いただいた案件です。

集積計画の公告後、申請内容が錯誤によるものであったことから、取り消しについてお諮りするものです。今後、このようなことがないように十分留意するとともに、

お詫び申し上げますのであります。

議案書は1頁をご覧ください。

取り消しの対象となった利用権設定の詳細について説明いたします。

利用権設定の件数は1件、期間は3年以内で、貸手、借手共に1名です。

利用権を設定する土地は、地目が田13筆19,955㎡です。

当該案件については、先月の「第5回第二農地部会定例会」後、集積計画を公告処理する際に判明しました。貸手の要望により、利用権設定を行いました。利用権設定された農地の中に、後継者である貸手へ使用収益権を設定して経営移譲した特定処分対象農地が含まれていたため、再度、貸手、借手双方に利用権設定の内容について、確認を行い、申請内容に錯誤があることが分かったため、取り消すものです。

また、取り消し後は、特定処分対象農地以外の農地について、来月の第二農地部会定例会において、上程する予定です。

今後、このようなことがないように十分に確認作業を行い、事務処理にあたってまいります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり取消について賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり取消すこととし、上越市農用地利用集積計画の取消を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第2号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第2号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

説明の前に、訂正と追加をお願いします。

議案書の最終頁にあります、農地法第3条調査書についてです。

作成者欄、農業委員会三和区駐在室となっておりますが、大島区駐在室に訂正をお願いします。また、その下の全部効率利用要件の機械の確保・導入状況欄が農用自動車のみとなっておりますが、トラクター、コンバインなどと追加記載をお願いします。

続きまして議案書の説明をさせていただきます。

議案書は2頁をご覧ください。番号2901番の1件です。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請内容は、譲渡人が病気により耕作が難しくなったため、近隣で耕作している譲受人へ贈与により、所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。
議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、3年を超え6年以内が1件で、合計2件です。借り手、貸し手共に2名です。

利用権を設定する土地は、地目が「田」14筆7,197㎡、再設定2件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、4頁2976番から5項2977番までの2件を掲載しましたので、ご覧ください。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号3301番の1件です。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請内容は、譲渡人は現在、県外に居住しており、資産整理のため、近隣で耕作している譲受人へ贈与により、所有権移転するものです。

譲受人の状況については、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧 区

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

駐在室	<p>議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が1件で、借り手、貸し手共に1名です。利用権を設定する土地は、田2筆2,746㎡で、新規設定です。</p> <p>2の利用権移転、3の所有権移転はございません。</p> <p>詳細については、3頁3359番に掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは、新規の利用権設定について説明いたします。</p> <p>3頁番号3359番は、これまで地主が自作していましたが、高齢により、経営を縮小するため、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪柿崎区駐在室の議案≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は1頁から2頁をご覧ください。</p> <p>番号3708番から3715番までの8件です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付6件、畑として耕作予定2件です。備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が3件、10年を超えるものが17件で、計22件、借り手人数4名、貸し手人数22名です。

利用権を設定する土地は、地目が田67筆151,989㎡、畑3筆3,287㎡で、新規設定22件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、4頁3881番から9頁3902番までの22件を掲載しましたのでご覧ください。

それでは、新規の利用権設定22件について説明いたします。

4頁3881番から5頁3882番までの2件は、これまで相対での利用権設定をされていましたが、更新手続きが遅れたことから、新たに利用権を設定するものです。

6頁3883番から3885番までの3件は、申請手続きが遅れたため、新たに利用権を設定するものです。

7頁3886番から9頁3902番までの17件は、農地集約、離農に伴い、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

これら22件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜大潟区駐在室の議案＞

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。

議案番号4637番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積254㎡を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。

次に、議案番号4638番は、大潟区下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積423㎡を建売住宅として利用するため、売買するものです。

これら2件の位置図は、2頁と3頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について承認します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は4頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間10年を超えるものが1件で、借り手、貸し手共に1名です。利用権を設定する土地は、田が6筆、11,962㎡で、新規設定です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

それでは、新規の利用権設定についてご説明します。

議案書は5頁をご覧ください。

番号4657番は、これまで譲渡人が自作していた農地について、農地中間管理機構を通じて、譲渡人自身が代表を務める法人へ貸し付けられるものです。

なお、農地中間管理機構から借手への利用配分計画については、来月の第二農地

部会定例会でご審議いただく予定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

〈頸城区駐在室の議案〉

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

〈議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について〉

議 長

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

議案書は 1 頁をご覧ください。番号 5307 番及び 5308 番の 2 件です。

番号 5307 番は、頸城区島田地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、現在市内のアパートに居住しておりますが、結婚を機に頸城区島田の申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。

工期は、許可日から令和 4 年 12 月 10 日までです。

転用に当たり、生活雑排水は下水道へ、雨水排水は道路側溝へ放流することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

番号 5308 番は、頸城区下神原地内の農地を「車両置場」として利用するものです。4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、区内で自動車の販売・修理業を営んでおりますが、事業拡大に伴う車両保管場所不足を解消するため、車両置場として近隣の農地を取得するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから第2種農地と判断いたしました。

工期は、許可日から令和3年10月30日までです。

転用に当たり、雨水排水は地下浸透することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

なお、本案件につきましては、譲受人、譲渡人双方合意のもと、農地であるとの認識がないまま、令和3年5月から車両置場として使用しており、違反転用の状態でありました。

しかし、譲受人から今回の許可申請にあわせ、これまでの使用に至る経緯、並びに今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出を受けておりますので、申し添えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が1件、10年を超えるものが4件で、計5件、借り手人数2名、貸し手人数5名です。

利用権を設定する土地は、田22筆、66,335㎡で、新規設定5件です。

2の利用権移転、3の所有権移転はございません。

新規の利用権設定件5件について説明いたします。

議案書7頁及び8頁をご覧ください。

番号5371番から5375番までの5件につきましては、貸人の離農に伴い、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

これら5件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪吉川区駐在室の議案≫

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号6236番から6239番までの4件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕1件、農地中間管理機構へ貸付2件、他者へ貸付1件です。備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

吉川区
駐在室

す。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。
議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が2件、6年を超え10年以内が1件、10年を超えるものが9件で、計12件、借り手人数4名、貸し手人数12名です。利用権を設定する土地は、田58筆、84,437㎡で、再設定2件、新規設定10件です。2の利用権移転はありません。

3の所有権移転は、件数は2件で、買い手人数1名、売り手人数2名です。
所有権を移転する土地は、田15筆、13,150㎡です。

詳細については、3頁、6392番から7頁6391番までの14件を掲載しましたので、ご覧ください。

はじめに所有権移転の明細について説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号6392番から6393番までの2件です。

いずれも現賃借人へ資産整理のため、贈与により所有権移転するものです。

次に新規の利用権設定10件について説明いたします。

5頁6382番、6頁6385番、6389番の3件は、前段の報告第1号でご報告いたしました関連案件です。

5頁6382番は、これまで別の農業者が借受けて耕作していましたが、離農に伴い、所有者に返還された農地を地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

6頁6385番、6389番の2件は、借り手の要望や離農に伴い、所有者に返還された農地を農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

6頁6383番、6384番、6386番から6388番までの5件及び7頁6390番の計6件は、離農に伴い、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

7頁6391番は、これまで譲渡人が自作していた農地について、農地中間管理機構を通じて、譲渡人自身が代表を務める法人へ貸し付けるものです。

なお、農地中間管理機構から借手への利用配分計画については、来月の第二農地部会定例会でご審議いただく予定です。

これら14件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号8615番の1件です。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が2件で、借り手、貸し手共に2名です。

利用権を設定する土地は、田が2筆、16,783㎡で、再設定2件です。

詳細については、3頁、8664番、8665番の2件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。
他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

議 長

何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。

【7. その他】

柿崎区
駐在室長

上野部会長、ありがとうございました。
次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたら願います。

【8. 部会長職務代理あいさつ】

柿崎区
駐在室長

閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。

(岸田職務代理あいさつ)

【9. 閉会】

柿崎区
駐在室長

以上をもちまして、令和3年度第6回第二農地部会定例会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

午前9時47分終了